



長
部



20高教政第340号

平成20年6月20日

各市町村（学校組合）教育長 様

510

高知県教育長



平成20年度厚生計画の策定及び実施に伴うサービスの取扱いについて（通知）

高知県教育委員会、公立学校共済組合高知支部、高知県教職員互助会が実施する厚生事業に参加する職員のサービスの取扱いについては、「厚生に関する計画の策定及び実施に伴うサービスの取り扱いについて」（平成10年4月1日付け教福第14号教育長通知）により通知し、周知を行ってきたところです。

しかしながら、厚生事業計画については毎年度見直しを行うため、事業名や内容等も変わっており、上記の通知と整合性が取れない状況にあります。

このことから、今後の厚生事業の円滑な推進を図るため、毎年度、厚生事業計画の策定及び各事業ごとのサービスの取扱いを定めることとし、別添写しのとおり県立学校長あてに通知しました。

つきましては、貴所管の教職員のサービスの取扱いについてもこれに準じた取扱いをしていただきますようお願いいたします。

担 当

高知県教育委員会事務局

教育政策課 人事企画担当 浜崎・徳弘

TEL 088-821-4569

FAX 088-821-4558



20高総福第223号

平成20年6月13日

各県立学校長 様

教 育 長

平成20年度厚生計画の策定及び実施に伴うサービスの取扱いについて（通知）

高知県教育委員会、公立学校共済組合高知支部、高知県教職員互助会が実施する厚生事業に参加する職員のサービスの取扱いについては、平成19年度から、毎年度、厚生事業計画の策定及び各事業ごとのサービスの取扱いを定め、通知することとしています。

つきましては、平成20年度については別紙「厚生計画」のとおり、地方公務員法第42条の規定による厚生事業及びそれ以外の事業の計画を策定することとし、そのサービスの取扱いは、公立学校共済組合高知支部、高知県教職員互助会が実施する厚生事業計画とともに別表のとおりとしますので、「健康診断受診に係るサービス及び病気休暇の取扱いについて」（平成16年3月30日付け15高教職第1550号教育長通知）及び「健康診断受診に係るサービス及び病気休暇の取扱いについて」（平成18年6月23日付け18高教職第330号教育長通知）と併せて、所属職員に周知するとともに、適正なサービス管理に努めてください。また、具体的な事務手続きについては、同通知を参照してください。

なお、別表中「特定保健指導」に係るサービスの取扱いについては、別途通知します。

《参 照》

別添通知

- ・ 「健康診断受診に係るサービス及び病気休暇の取扱いについて」（平成16年3月30日付け15高教職第1550号）
- ・ 「健康診断受診に係るサービス及び病気休暇の取扱いについて」（平成18年6月23日付け18高教職第330号）
- ・ 「平成20年度厚生事業計画について」（平成20年5月28日付け公共高第172号・20高教互第36号）

問い合わせ先

○厚生計画について

高知県教育委員会事務局総務福利課
職員厚生担当 山崎

TEL：088-821-4905（内線 4905）

FAX：088-821-4725

○サービスの取扱いについて

高知県教育委員会事務局教育政策課
人事企画第二担当 濱崎・徳弘

TEL：088-821-4569（内線 3263）

FAX：088-821-4558

別 表

事業名等	実施機関	服務の取り扱い 備 考
定期健康診断 ・一般検診 ・胸部X線検診 生活習慣病健康診断 ・消化器検診 ・子宮頸がん検診 ・乳腺健診	高知県教育委員会	※ 1
健康診断事後指導	高知県教育委員会	職務
メンタルヘルス研修	高知県教育委員会	職務
保健師、精神科医、産業 カウンセラーによる相談	高知県教育委員会	※ 2 本人が希望して受けるもの…年次休暇 総務福利課が本人に対し義務づけするもの…職務
退職手当説明会 (退職予定者説明会)	高知県教育委員会 公立学校共済組合高知支部 高知県教職員互助会	職務
人間ドック (1泊2日、1日)	高知県教育委員会 公立学校共済組合高知支部 高知県教職員互助会	※ 1
婦人検診 脳ドック	公立学校共済組合高知支部	「人間ドック」の扱いと同じ
長時間勤務者の医師による 面接指導	高知県教育委員会	「特殊健康診断」の扱いと同じ
採用時健診 特殊健康診断(VDTを含む)	高知県教育委員会	※ 1
健康管理講座 メンタルヘルス カルチャー教室 メンタルヘルス面接相談 四国中央病院メンタルヘルス相談 三大疾病サポーター研修相談	公立学校共済組合高知支部	年次休暇
骨粗しょう症検診	高知県教職員互助会	
特定検診	公立学校共済組合高知支部	※ 1 定期健康診断又は人間ドックの受診を特定検診の受診とする
特定保健指導	公立学校共済組合高知支部	※別途通知

※ 1 「健康診断受診に係る服務及び病気休暇の取扱いについて」(平成16年3月30日付け15高教職第1550号教育長通知)及び「健康診断受診に係る服務及び病気休暇の取扱いについて」(平成18年6月23日付け18高教職第330号教育長通知)による。

※ 2 事案ごとに判断してください。判断に迷う場合は教育政策課までご相談ください。

20年度 厚生計画

高知県教育委員会

県が実施する地方公務員法第42条に該当する事業を「保健事業」、「元気回復・その他の厚生制度」に分けて列記する。

【1 保健事業】

事業名	対象者等の内容		実施期間	
生活習慣病健康診断 ・消化器検診 ・子宮頸がん検診 ・乳腺検診	40歳以上の希望者 20歳以上の偶数年齢希望者 40歳以上の偶数年齢希望者		11月まで	
健康診断事後指導	健康診断有所見者のうち産業医が必要と認める職員		11月～12月 (事務局)	
保健師による相談	体、心の健康に関する相談を職員、職員の家族、上司等から		随時	
専門相談員による相談	保健師	心と体の健康に関する 相談を職員、職員の 家族、上司等から	毎週火曜日午前	事務局
	精神科医		毎週月曜日午後予約制	
	産業カウンセラー		毎週火曜日午後予約制	
職場復帰支援制度	心の疾病が原因で1ヶ月以上の病気休暇又は休職中の職員で制度を希望するもの		随時	
メンタルヘルス研修	県立学校の校長・事務局管理職等研修 県立学校でのメンタルヘルス講座 事務局職員基礎研修		随時 6～12月	

【2 元気回復・その他の厚生計画】

事業名	対象者等の内容	実施期間	小・中含
教職員住宅	県公務員宿舍規則に基づき職員に住宅を貸与	周年	
財形貯蓄	勤労者財産形成促進法に基づく財形貯蓄制度	7月募集	○
退職手当説明会	退職予定者への退職に伴う手続き等の説明会	8月・2月～3月	○
広報誌「福利高知」	健康に関する事や、共済・互助会からのお知らせ等を年2回発行配布	8月・3月	○
被服貸与	県立学校の実習助手・農業助手・調理員に作業被服等を貸与	随時	
事務局職員レク委員会事業	互助会・職員組合と共同事業	7～3月	

地方公務員法第42条以外の事業

【労働安全衛生法・学校保健法・行政指導に基づく県の事業】

事業名	対象者等の内容	実施期間
採用時健康診断	新規採用職員	採用時
定期健康診断 胸部エックス線検診 一般検診	全職員（人間ドック受診者を除く）	8月まで（事務局） 10月まで（県立学校）
過重勤務者検診	月100時間を超える時間外を行った者又は月80時間を超える時間外を2か月連続して行った者	随時 （事務局）
長時間勤務者の医師による面接指導	月100時間を超える時間外を行った者又は月80時間を超える時間外を2か月連続して行った者で、疲労の蓄積が認められ、医師の面接を希望する者	随時 （県立学校）
特殊健康診断 ・VDT作業従事者検診 ・自動車運転業務検診 ・腰痛検診 ・採血業務検診 ・有機溶剤使用業務検診	VDT作業従事者 自動車運転業務者 重量物（人の移動を含む）を多く扱う作業に従事する業務者 血液によって汚染される恐れのある業務者 有機溶剤中毒予防規則に定められた業務者	定期6月 配置前随時 1回目8月まで 2回目12～1月 10月まで 10月まで 雇入時・配置喫時とその6ヶ月後